

議案第120号

塩浜3丁目地区内土地造成工事請負契約の変更について

塩浜3丁目地区内土地造成工事請負契約（平成29年6月22日議決、平成30年4月24日市長の専決処分にて完成期限の変更、平成30年10月15日変更議決）の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和元年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

4の契約金額「1,636,873,920円」を「3,673,099,320円」に、5の完成期限「平成31年12月31日」を「令和3年3月31日」にそれぞれ変更する。

参考資料

- 1 塩浜3丁目地区内土地造成工事請負契約の締結について（平成29年6月5日提出・平成29年6月22日議決）

1	工 事 名	塩浜3丁目地区内土地造成工事
2	工 事 場 所	川崎市川崎区塩浜3丁目21地内
3	契 約 の 方 法	一般競争入札
4	契 約 金 額	884,541,600円
5	完 成 期 限	平成30年7月31日
6	契 約 の 相 手 方	横浜市中区山下町25番地15 東洋・岡村共同企業体
	代表者	東洋建設株式会社
		代表取締役社長 武澤 恭司
	構成員	岡村建興株式会社
		代表取締役 岡村 清孝

- 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（平成30年4月24日専決処分、平成30年6月4日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分	
変更前完成期限	平成30年7月31日
変更後完成期限	平成30年12月31日

- 3 塩浜3丁目地区内土地造成工事請負契約の変更について（平成30年9月3日提出・平成30年10月15日議決）

川崎市契約条例第5条の規定によるもの

変更前契約金額 884,541,600円

変更後契約金額 1,636,873,920円

変更前完成期限 平成30年12月31日

変更後完成期限 平成31年12月31日

4 変更理由

工事の進捗に伴い、中間検査を実施したところ、処分する堆積物の重量が重いことが確認されたため、処分費等の増額の変更及び工期の延長を行うものである。